

令和2年度医療保険診療報酬改定について

令和2年4月1日より、医療保険が新しい診療報酬となりました。会員の皆様もご存じの通り、診療報酬としましては、+0.55%との事ですが薬価報酬が-0.99%と実質マイナス改定となっております。

訪問リハビリそのものに変更はありませんでしたが、訪問看護ステーションにおいて、下記の通り見直しがありました。

①機能強化型訪問看護管理療養費(1)～(3)の算定要件の見直し

看護職員の割合が、PT・OT・ST含めた看護師等の6割以上

※令和2年3月31日迄に機能強化型訪問看護管理療養費を届けている場合は令和3年3月31日迄基準を満たす事とする

②訪問看護基本療養費(I)～(II)の見直し

週4日目以降のPT・OT・STの評価を、保健師、助産師又は看護師と比べ減算

③計画書・報告書への記載事項見直し

訪問看護計画書には訪問看護を提供する予定の職種について、訪問看護報告書には訪問看護を提供した職種について記載する

詳細に関しては、厚生労働省よりQ&Aが発行されることとしますので、そちらをご参照願います。

～南から始まる『訪問リハビリテーションの魅力紹介』～群馬県編

群馬県は自然豊かな山間部のイメージが強いと思いますが、中核市など都市型の入り混じる土地柄であり県内でも地域によって様々なニーズに対応する訪問サービスが求められます。そのニーズに応えるため、群馬県理学療法士協会・作業療法士会・言語聴覚士会連絡協議会を発足し研修などのスキルアップや同職種連携・情報共有を行っています。

私は、訪問の魅力は連携のネットワークの良さにあると感じています。多職種だけでなく、地域の企業様や行政の皆様、住民の皆様との関わりは利用者様を応援するアイデアを広げてくれます。そして何より人間として成長できるチャンスが沢山あります。コミュニケーションも訪問スキルのひとつとしてとても大切にしています。

群馬県訪問リハ地域リーダー・作業療法士
 (株)エムダブルエス日高 都丸 直樹

今年度の訪問リハビリテーション実務者研修会に関して

会員の皆様におかれましては、日々の業務だけでなく、終息の目途が立たないコロナウィルス対策と大変な労力をお使いになっていることを思うと同時に、全国津々浦々のご利用者様にリハビリテーションを提供して頂き本当にありがたく思います。くれぐれも、ご利用者様・ご家族様と、私共提供するセラピストがお互いに感染することが無いように、引き続き感染予防をよろしくお願いたします。

さて、例年、各都道府県士会を中心に実務者研修会を開催し、多くの会員の皆様にもご参加して頂いておりますが、今年度の研修会の開催要項・内容に関して、現在訪問リハビリテーション振興財団の中で検討をさせて頂いております。詳細について近日中に、各都道府県士会へご連絡させていただきますので、暫くお待ち下さい。